

令和7年村上市教育委員会3月定例会会議録

○ 日 時

令和7年3月18日（火）午後2時00分 開会

○ 場 所

村上市総合文化会館 1階小ホール

○ 出席委員

遠 藤 友 春	教育長
横 山 吉 夫	委員（教育長職務代理者）
大 滝 豊	委員
板 垣 英 樹	委員
小 川 涼 子	委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	仙 田 満
〃 指導主事	木 村 博
〃 指導主事	高 橋 真 徳
〃 参事	今 井 雅 仁
〃 教育総務室長	鈴 木 祐 輔
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	佐 藤 克 也
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	加 藤 涉
村上教育事務所長	浅 野 宏
神林教育事務所 副参事	鈴 木 将 利
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

神林教育事務所長

田 村 富 夫

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長

鈴 木 祐 輔

○ 会議に付した議件等

- ・ 会議録署名委員の指名について
- ・ 2 月定例会会議録の確認について
- ・ 報第 13 号 一般報告事項について
- ・ 議第 34 号 村上市立学校給食費の会計処理に関する規則を廃止する規則制定について
- ・ 議第 35 号 村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第 36 号 村上市学校給食費緊急支援金交付要綱制定について
- ・ 議第 37 号 村上市学校給食費多子世帯軽減助成金交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- ・ 議第 38 号 村上市教育支援センター設置要綱の一部を改正する要綱制定について
- ・ 議第 39 号 市指定文化財の指定について
- ・ 議第 40 号 史跡山元遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱制定について
- ・ 議第 41 号 史跡山元遺跡発掘調査指導委員会設置要綱制定について
(追加議案)
- ・ 議第 42 号 村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長

午後 2 時 00 分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより、令和 6 年度 3 月定例教育委員会を開会します。初めに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

まずもって、令和 7 年市議会第 1 回定例会で、私と小川教育委員さんの任命について上程していたのですが、議会より再任の同意を得ることができたことをご報告いたします。新たな任期は 5 月 21 日からとなりますが、私は 4 期目となり長くなりすぎていると思っておりますが、もう 3 年間責任をもって取り組んでまいりますのでよろしく願いいたします。小川委員さんは 2 期目となります。5 月の定例会でご

挨拶をお願いいたします。

さて、この人事案件を議会で協議いただいた際、毎月の定例教育委員会で、委員の皆様にごできるだけ発言をいただいて議事録に残るようにはすべきではないかという趣旨の意見が寄せられました。定例教育委員会では、報告事項や協議題に関する質疑や意見については委員の皆様が発言が議事録に記載されますが、情報交換事項に関するご発言は残りません。どうか、委員の皆様には、議事録に残る部分でも積極的なご発言をいただけますよう私からもお願いいたします。

このほか、一般質問では、学校教育に関する質問が多く、「大阪・関西万博を学校は国際理解教育にどう活用していくのか」「学校でのタブレット端末の更新にあたり、現在使用している端末の処分を通じて、環境保護、資源リサイクルに関する教育をどう考えるのか」「学校給食に地元産の農産物をもっと多く取り入れ地産地消を図るべきではないか」等の質問が出されました。議員から指摘いただいた内容は、どれも学校教育において大切な視点ですので、校長会等を通じて学校に働きかけますと答弁しました。しかし、学校の働き方改革が叫ばれている中、学校は教育活動に軽重をつけたり、バランスをとったりする必要がありますと考えます。また、教育活動として取り入れるなら、指導すべき時期を逸することのないようにしなければなりません。さらに、地産地消の問題は、学校だけで解決できるものではないので、関係者との連携が欠かせません。教育委員会として学校を支えていかねばならないと感じました。

そんな中、「小中学校の英語教育の現状と課題について」質問がありました。教育基本計画に掲げている学力の成果指標の達成について、なぜ「中学校卒業時英語検定3級以上の取得者の割合が少ないのか」と尋ねられました。結局は、指導教科担任の熱意と指導力に関わってくると答弁せざるを得ませんでした。特に英語に関しては、ALTに係る費用、英語検定に係る費用をたくさんかけているのに、中学校において数値に表れる費用対効果が出ていないことが残念に思われてなりません。英語に限った事ではありませんし、様々な要因はあると思いますが、どうか中学校の先生方には校内の枠を外して、中学校区内の小中の連携や、中学校教育研究会等で教科の指導力を本気で磨く取組を実践していただきたいと願っております。以上、議会の話題の一部を報告させていただきましたが、議員の方々も地域の将来を担う子どもたちの健全な成長に向け、学校に期待しているところが大きいのだと感じました。本日もよろしくお願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、大滝委員と小川委員をお願いします。

・2月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 2月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 2月定例会会議録について何かございますか。

遠藤教育長 2月定例会会議録は確認されました。

・報第13号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第13号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

2月11日、村上市地域スポーツ推進事業、出席しました。13日、第2回文化財保護審議会、出席しました。18日、定例教育委員会、その後臨時教育委員会、開催されました。23日、ものづくり体験フェス2025 マナボーテで開催されました。25日、市議会第1回定例会初日でした。26日、市議会代表質問。28日、一般質問がありました。3月1日、史跡村上城跡整備委員会、開催されました。2日、新潟アルビレックスBBバスケットボール新潟市で観戦しました。3月3日、一般質問。4日、市内中学校卒業式、体調を崩し出席できませんでした。5日、指導主事会議。6日、市校長会議。7日、市議会第1回定例会総務文教常任委員会、開催されました。午後からは臨時市校長会議、開催されました。8日、吉田正記念オーケストラコンサート、文化会館で開催されました。9日、ぶどうスキー場感謝祭、出席しました。午前中、紺綬褒章伝達式及び企業版ふるさと納税感謝状贈呈式、出席しました。以上、報告させていただきました。

遠藤教育長	学校教育課長、お願いします。
学校教育課長	学校教育課の一般報告事項等について報告する。
社会教育推進室長	社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。
スポーツ推進室長	スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。
スポーツ推進室主幹	スケートパークの一般報告事項等について報告する。
文化行政推進室長	文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。
教育情報センター長	教育情報センターの一般報告事項等について報告する。
遠藤教育長	それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。
小川委員	文芸むらかみについて、今年度の文芸むらかみの表紙が素敵で手に取りやすい。売れ行き状況はいかがでしょう。
社会教育推進室長	ほぼ昨年度と同様くらい、10冊くらい少なかった感じです。
遠藤教育長	他、何かご意見ありますでしょうか。 (意見無し)
遠藤教育長	それでは報第13号の一般報告事項は了承されました。

・議第34号 村上市立学校給食費の会計処理に関する規則を廃止する規則制定について

遠藤教育長	次に、議第34号について上程します。説明をお願いします。
学校教育課長	資料の11ページ、12ページをご覧ください。議第34号ということで、村上市立学校給食費の会計処理に関する規則を廃止する規則制定についてであります。令和6年度に学校給食会計を私会計から一般会

計のほうに公会計化したということで、私会計の分に関する規則を今回廃止するというものです。監査や決算など、何か不測の事態があるかもしれないということで、その時に廃止はしておりませんでした、1年を経過し現場でも問題がないということで、今回廃止を上程させていただいたものです。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第 34 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第 34 号は承認されました。

・議第 35 号 村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長

次に、議第 35 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

資料の 13 ページ、14 ページ、それから 22 ページまで一式になりますが、議第 35 号村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定についてであります。今、令和 7 年度予算が市議会において審議していただいているところです。令和 7 年度予算の中で、学校給食費の無償化、4 月から 6 月までの 3 か月の無償化事業を予算の中で計上しています。その事業をやることに伴う規則の一部改正になります。14 ページの別記の方ですが、附則の 3、小学校及び市立中学校において、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日の間に実施される給食にかかる児童等の給食費は、前項の規定にかかわらず、全額を免除する、この一文を附則で記載して、期間を定めて無償化をするという内容の改正になっています。一番下の行、様式第 1 号から、様式第 7 号を次のように改めるという部分は前回、公会計化の際に規則改正をしたときに、横山委員からご指摘のあった、各様式の宛先、村上市教育長となっておりますが、村上市教育委員会教育長が正しいのではということで、ご指摘受けましたので、この機会に改めるようになっております。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かお気づきの点はございませんか。

- 横山委員 事前に読ませていただきましたが、これについては3か月間という区切りの理由と、そのお金については、市費のみなのか、それ以外のものなのか、内容を教えてください。
- 学校教育課長 3か月間というのが事業規模、予算額的には免除額で5千万円弱ぐらいの金額になっていますが、国の物価高騰重点支援交付金という特定財源を使つての事業ということで、これでも少し財源は足が出ているという形になります。その特定財源の金額からして3か月ぐらいが上限だという期間です。財源は、今ほど申し上げました通り国の交付金です。
- 横山委員 交付金であれば市の持ち出しはないということですか。
- 学校教育課長 詳しいことは今申し上げられないですが、少しつけ足しがあったように記憶しています。
- 横山委員 また後で、分かりましたら教えて下さい。
- 2点目ですが、15ページのところ、前に見覚えがあるというか、昨年度の書式の件ですが、これについて、15ページの枠の左側に給食費の納付義務者（児童手当等受給者）ということですが、その下が児童生徒ということですが、この申込書については、児童手当等の受給者用のということでしょうか。
- 学校教育課長 その枠の上に滞納があった場合の処理が記載されています。滞納があった場合は、児童手当から充当しますというところに、本人のチェック欄が設けられているのですが、滞納した場合はそこから差し引かせていただきますということを、本人から申し出ていただくために、この欄を設けているわけです。そういう意味で、児童手当等の受給者というかつ書きを書かせていただいています。
- 横山委員 前の段との関わりですが、先ほどの一部改正の中に、14ページのところですが、全額を免除すると書かれているのですが、これは全児童生徒対象にという意味ですか、それとも15ページのような、児童手当等の受給者家庭が対象ですか。
- 学校教育課長 3か月の無償化は、全児童生徒が対象です。
- 横山委員 15ページの申込書の、書式はこの形でいいかどうか疑問なのですが。

学校教育課長 この 15 ページの申込書というのは、年度を通して給食を申し込むときの申込書です。今回の無償化に対しての申込書とは違います。給食提供の申込書になります。

横山委員 この 14 ページを受けての 15 ページではないのですか。

学校教育課長 はい、違います。

横山委員 14 ページ見た後に、15 ページ見ましたら、ちょっと、違和感を覚えました。

学校教育課長 給食費を公会計化する時に、一人ひとりの保護者から、この 15 ページの給食提供申込書をいただいて、これを根拠に給食を提供して、給食費を徴収してきています。この形の中で、4 月から 6 月までの 3 ヶ月は無償化し、無償化は減免で行いますというのが今回の事業の主なところでは。

横山委員 15 ページの申し込み用紙の枠の上の段については、給食費の納付義務者というのは、これは全児童生徒の保護者という意味ですね。

学校教育課長 はい、そういう意味です。

横山委員 その中で、特にその児童手当等の受給者も含むという意味ですね。

学校教育課長 児童手当を受給している方が多いと思いますので、滞納があった場合、そこから差し引かせていただきますという意味で、本人の申し出をいただくための様式にしてあります。ただ、それは無償化とはまた別の給食費の基本的なフォーマットとしてこういうやり方をとっています。

遠藤教育長 様式第 1 号は全児童生徒の保護者からいただくのですね。

学校教育課長 そうです。

遠藤教育長 年間通しての給食に関わることですので。その中で、滞納があった場合は、児童手当を受給している人は、そこから差し引かせてもらって良いですかということも含めて、チェックしていただきます。

横山委員	そうしますと、この書式しかないということは、児童手当を受けていない方については、2番目のチェック欄のところにチェックをするということですか。
学校教育課長	そうですね。
横山委員	提供を申し込みます、学校給食費を滞納した場合は納付書で納付します、のところにチェックを入れるという形で全児童生徒の保護者から書式をもらっている、ということなのですね。申込書に例外もあるかもしれませんが。
遠藤教育長	アレルギー対応で給食を食べていないという子もいますか。
学校教育課長	います。
遠藤教育長	そうすると、申し込みません、になるのですか。そういう家庭は。
教育総務室長	申し込みません、になると思います。 アレルギー対応につきましても、後ほどの議案の中で、その方々に対するフォローの方も盛り込ませてもらっています。
遠藤教育長	全保護者が、これは出すのですね。
学校教育課長	はい。
横山委員	もう1点、15ページの件なのですが、3か月を過ぎて7月からの分については、また新たにこれを出してもらうのか、あるいは、変えるのですか。
学校教育課長	いえ、令和6年度と同様の形に戻るだけです。特に、新たに出してもらう必要はありません。
横山委員	年度初めに出してもらう様式1号の形で1年間通すということですね。
学校教育課長	はい。

横山委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

遠藤教育長 保護者は7月分の給食費から、他の諸経費といろんなお金と合わせて学校側は徴収計画を立てるのですよね。

学校教育課長 そうです。

遠藤教育長 他、ございませんか。

大滝委員 給食費をこの3ヶ月に限って無償にするということは今までこういうことはあったのでしょうか。初めての試みでしょうか。

学校教育課長 ないと思います。

大滝委員 今交付金を受けて、こういう事業をやるということは初めてだと聞きました。それはいろいろ物価高とか、保護者が大変な状況で、少しでも支援をするという意味なのかもしれませんが、これの事業をやって、それでどの程度保護者の方が助かっているのかとかですね、何かしらその事業を終えた後は検証が必要だと思います。どういう形でこの事業をやって、それがどういう影響をおよぼしたのかということの検証はどんな形でやるのでしょうか。

学校教育課長 考えられるのはアンケートとかです。

大滝委員 アンケートですかね。

学校教育課長 そこはまだ具体的にこうやりたいというところまでは決めておりません。

大滝委員 3か月わずかな期間ですけれども、ある程度助かったっていう方もいらっしゃるでしょうし、給食費払うのは当たり前だっていうふうに我々はそういうふうな感覚でいたので、それが3か月、突然無償になってどうなのだろうと疑問なものですから、ここをしっかりと終わってからの、どうだったかなっていう振り返りが必要な気がしています。

遠藤教育長 現在、物価高騰分として、小学校は33円、中学校は39円補助してい

るのですよね。

学校教育課長 はい。

遠藤教育長 また、そういうふうな形に7月からは戻ると。給食費の無償化も国が進めようとしています。小学校は令和8年度からというふうな声も出ているのですが、いつからになるのか分かりません。そういう国の動きも見ていかなければならないと思います。

板垣委員 14 ページの別記ところで、今、3か月と入っているが、また終わった段階でまた改正という事が出てくることになるのでしょうか。この期間が終わったら。

学校教育課長 いえ、ここに期間をうたっておりますので、そこは、敢えて消さなくても良いのかなと思います。

板垣委員 横山委員さんが言われたように、一番下の一行がどうしても次の様式が全額免除に対して繋がっている言葉になっているかなと思うので、何か良い手立てがないものかと読んでいました。

遠藤教育長 宛先を改めただけなのですよね。

学校教育課長 はい。

遠藤教育長 それなのに全額免除の改正をする、というふうに改めたと誤解されます。

学校教育課長 法制執務を通して行うとこうなってしまう。

教育総務室長 改正議案を出しますと、改正したところを列記するような表記になってしまいますので、今回も、3か月無償化の分を新しくつけます、以前からご指摘のあったところをこのタイミングで一緒に直します、と改正箇所を列記していきますと、このように繋がった形で表示されてしまいます。これは表記上このような並びになってしまいますので、関連性がない全く違う改正を、同時にやったことによって、このような並びになってしまいますので、分かりづらくて申し訳ないのですが、どうしてもこうなってしまう。

板垣委員 説明を聞けば納得できます。分かりました。

遠藤教育長 保護者がわかりにくいとか、そういうことはないですね。

学校教育課長 はい。

遠藤教育長 ご指摘ありがとうございました。

遠藤教育長 それでは、議第 35 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 35 号は承認されました。

・議第 36 号 村上市村上市学校給食費緊急支援金交付要綱制定について

遠藤教育長 次に、議第 36 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の 23 ページから 29 ページまでになります。議第 36 号、村上市学校給食費緊急支援金交付要綱制定について、先ほど村上市立の小・中学校の 3 か月間の給食の無償化についてお話ししましたが、市立の小・中学校は免除の形で行いますので、先ほどの規則の中で行うわけなのですけれども、市立以外的小・中学校に通っている住所が村上市内にあるお子さんは、先ほどの規則では支援出来ないの、同様に支援するために支援金の要綱を制定して支援するという内容になります。この要綱の対象者は、村上中等教育学校、村上特別支援学校、そういった市立以外の学校に通われているお子さんが対象になるものです。

先ほど話が出ましたアレルギーで、弁当持ちをしている子に対しても、この支援金の中で支援していきたいという内容です。

24 ページの第 2 条、要件のところに対象者を記載しています。市内に住所を有し、市立小学校以外の小学校、市立中学校外の中学校に通っている人が対象になる、ということで記載していますし、第 2 条の第 2 項では、食物アレルギーなどの理由で給食の提供を受けず、という先程の徴収規則での免除を受けないものは、こちらで対象とするということを記載しています。

25 ページをご覧ください。この中で支援金、金額的な部分を別表で定めています。第 2 条第 1 項に該当するものというのは、先ほど申し上げ

げました特別支援学校ですとか、中等教育学校のお子さんが対象になります。物価高騰支援分を除く金額を、3か月の期間で55食免除する内容になっています。第2条第2項に該当するもの、こちらがアレルギーのお子さんになります。こちらは最初から物価高騰支援の対象に入っておりませんので、本来の給食の金額を丸々支援するという形で定めております。26ページ以降はこういった申請を受けて支援金を交付するという申請形式になりますので、それに係る各様式を定めたのが、29ページまでの内容です。以上、お願いします。

遠藤教育長 第1項に該当する部分の、物価高騰支援部分は、県が補助していたのか。

学校教育課長 はい。

遠藤教育長 だから、入らないのですよね。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第36号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第36号は承認されました。

・議第37号 村上市学校給食費多子世帯軽減助成金交付要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長 次に、議第37号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の30ページから34ページまでになります。議第37号、村上市学校給食費多子世帯軽減助成金交付要綱の一部を改正する要綱制定について、こちらも給食の関係ですが、多子世帯、第3子以降のお子さんについては、給食費の無償化を令和4年度の途中から行ってきました。その時は、私会計学校で持っていた給食会計でしたので、その会計に対して補助をするという形でやっていたのですが、公会計化に伴いまして第3子以降の無償化も、ほとんどが減免になっていまして、先ほどの規則の改正の中で飲み込んでいるのですけれども、この要綱は、市立以外

の小・中学校に行っている子で、第3子以降の子がいた場合に、この要綱の対象になるという、そういったちょっとレアなケースになります。実際今までも1名とか2名とかその程度の実績しかないのですが、ルール上こういう支援も定めておく必要があるということで、今回あげさせてもらったものです。今回の無償化に伴って、アレルギー対応のお弁当持ちの子にも、支援が必要であるということで、特別支援学校の第3子以降の子がアレルギーで弁当持ちだった場合、給食を食べないので給食費が徴収されない、でも、弁当を作って持たせるという負担はある、という状況が生まれています。今までのこの要綱ではそこに対して支援できなかったのですが、今回第2条の第2項のところで、アレルギー対応の一文を加えまして、そういった弁当持ちの子にも支援できるように改正をするというのが、今回の改正の内容になります。今、予定としてこういう子がいるのかどうかというのはわからないのですが、ルールとしてこういうふうに支援出来るルールを定めておきたいことで今回あげさせていただきました。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。

遠藤教育長 これは3か月間のルールですか。

学校教育課長 いえ、これは通年ですね、第3子以降は通年で無償化にしています。

横山委員 この第3子等というのが、新しく入った言葉でしょうか。

学校教育課長 いいえ。新旧対照表をご覧くださいと、少しわかりやすいかと思いますが、第2条の2項と第3条あたりですね。食物アレルギーなどの理由で、免除を受けない者を対象に加えるという、そこが今回の改正の一番大事なところになっております。

横山委員 確認ですが、前に3番目以降の子というところの解釈だったのですが、第1子が大学生であっても扶養していれば1子目ですというのをここで聞いた覚えがあるが、その解釈については変わらないですか？

学校教育課長 変わらないです。親の扶養に入っていれば、大学生でも第1子という考え方です。

横山委員 分かりました。

遠藤教育長 アレルギーのお弁当持ちの子も救う、というそういう趣旨の改定ですね。

遠藤教育長 それでは、議第 37 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。議第 37 号は承認されました。

・議第 38 号 村上市教育支援センター設置要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長 次に、議第 38 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の 35 ページから様式を含め 42 ページまでになります。

議第 38 号村上市教育支援センター設置要綱の一部を改正する要綱制定についてということで、前回の定例教育委員会でこれまで適応指導教室と呼称していた部分を教育支援センターという形に変えさせていただきました。今回は、この教育支援センターの中でも、朝日ひまわりルームと山北のしおさいルーム、この場所、朝日は総合体育館、山北も体育館の方にルームを置いていたわけですが、荒川や神林は教育事務所が入っている建物の一室に教育支援センターを置いていて、そちらの方が何かと運営しやすいというので、以前から、朝日や山北もそういうふうにはできないかというのが課題としてありました。今回、ひまわりルームは総合文化会館の中に、しおさいルームはさんぽく会館の中に設置するように調整を図りたいというそういった改正の内容になります。

生涯学習課とも相談させていただきまして、朝日文化会館の方は館長室、さんぽく会館の方は相談室、であれば設置することが可能ということで今回開設をするものです。39 ページ以降の様式ですが、これは文言の修正です。39 ページであれば、表頭に村上市教育支援センターと入っていますが、村上市というのが落ちていたので、今回追加させてもらう内容ですし、宛先のかっこ書きも修正させてもらいました。学年児童氏名を書くところ、第という言葉を追加しましたし、一番下の大きい枠ですが、教育支援センターの前に村上市という文言を追加しています。そういった文言修正が、様式の内容になっています。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気づきの点はございませんか。

小川委員 以前、ちょっとお伺いしたときに、しおさいルームの方は利用しているお子さんがいらっしゃらないようでしたが、現在、しおさいルームの方に通ってらっしゃるお子さんはいるのでしょうか。

山北教育事務所長 しおさいルームの方は、現在利用されている児童はいらっしゃらない状況です。

小川委員 いつでも利用できるように整えておくのは大切です。ありがとうございました。

遠藤教育長 それでは、議第 38 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。議第 38 号は承認されました。

・議第 39 号 市指定文化財の指定について

遠藤教育長 次に、議第 39 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第 39 号市指定文化財の指定について説明をさせていただきます。本日机上に議第 39 号の差し替えを配布しております。所有者の欄、以前にお配りした所有者の欄が村上市というふうに記載しておりましたが、正しくは早川寺となりますので、本日差し替えをお願いしたものでございます。確認不足で大変申し訳ございませんでした。

本案は、令和 6 年 6 月 20 日付で教育長から村上市文化財保護審議会会長宛に諮問していました早川寺の船絵馬 10 点の村上市指定文化財の指定について、令和 7 年 2 月 13 日付で答申があったものです。

答申では、本市の歴史や文化を考える上で、学術的価値の高いものであり、村上市指定文化財に指定の上、保護すべきであるのご意見でありましたので、村上市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、市指定文化財に指定をしようというものでございます。なお参考までに資料を配布してございますので、後程ご覧いただければと思います。以上、よろしくお願いします。

遠藤教育長 吉井室長、No. 9 と No. 10 について説明してください。

文化行政推進室長 一覧表、配布資料3枚目をご覧ください。船絵馬と申しますのは、荷を運んで商売した船主が、航海の安全を願って地元の神社への奉納したものです。これが1番から8番で、一覧表や写真にあります通り船名や船主の名前が記載されています。しかし、ご覧のとおり9番10番につきましては、船名や船主名がありません。当初、実際に奉納した1番から8番の指定を考えましたが、審議会の皆様から、9番10番には何も書き込まれていないが、奉納するために買い求めたもので、これらも危険を覚悟で商売した北前船の性格を示す重要な歴史的資料だろうとの意見があったため、9番と10番を追加したものです。

遠藤教育長 はい、ありがとうございました。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。

大滝委員 この船絵馬なのですが現在、早川寺の方にかけているわけですが、知っての通り海岸端というのは潮風が吹くところなので非常に傷みが今後心配なのですが、こういう保管については今後の見通しのようなのがありますか。

文化行政推進室長 指定に至る前から、委員のおっしゃることは懸念事項として認識しておりました。答申の最後に村上市指定文化財に指定の上、保護すべきとあるように、今後所有者の早川寺様から寄託したいとの申出があればお預かりしたいと考えますが、まだ具体的な施設は決まっています。早急に検討したいと思います。

遠藤教育長 それでは、議第39号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第39号は承認されました。

・議第40号 史跡山元遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱制定について

遠藤教育長 次に、議第40号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第40号史跡山元遺跡整備基本計画策定委員会設置要綱を廃止する要綱制定について説明をさせていただきます。

遠藤教育長

遠藤教育長

遠藤教育長

生涯學習課長

遠藤教育長

横山委員

文化行政推進室長

18

この度、委嘱する予定の委員は整備基本計画策定委員会委員をお願いしていた方々です。新潟市にお住いの奈良大学名誉教授、東京在住の明治大学名誉教授、新潟大学災害・復興科学研究所の教授の皆様をお願いする予定です。

遠藤教育長

それでは、議第 41 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 41 号は承認されました。

(追加議案)

・議第 42 号 村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長

次に、議第 42 号について上程します。説明をお願いします。

教育総務室長

議第 42 号についてご説明いたします。

こちらは、村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定です。具体的には、小・中学校で英語の授業にあたられています外国語指導助手 ALT の先生方の給料ですとか、それから身分の制度を定めた規則ですが、こちらの中で、報酬の部分ですね、こちらの部分を増額するという改定でございます。こちらの金額につきましては、毎年というわけではないが変更のあった年に、派遣元であります一般財団法人自治体国際化協会 JET プログラムの方から通知が参りまして、令和 7 年度の ALT の報酬月額をこのようにしてくださいということで、通知がありました。

令和 7 年度の方針につきましては、令和 7 年 1 月に入ってからだったと思うのですが、通知が来ましたので、令和 7 年度予算の編成もほぼ終わった頃だったのですが、財政課と協議してその分の予算を増額して今回の議会で審議をいただいているところであります。

主に改正となりましたのは、給与のところ、休暇のところが JET の方で指示のあった内容の通りに改正させていただきました。以上お願いします。

遠藤教育長

何かお気付きの点はございませんか。

遠藤教育長

著しく報酬が上がっているというわけじゃないのですよね。

教育総務室長 はい。色々な物価とか、日本で暮らす際の経費が上がっておりますので、仕方がないのかなというふうな感じでおります。

横山委員 基本的な疑問なのですが、JET の方からそういうお話があった場合に、受け入れ先のこちら村上市、関川村、市町村、その規則全部その都度変える形になるということですか。

教育総務室長 その通りだと思います。JET の方からひな型が送られてくるのですが、ほぼその通りにやっているとされますので、各自治体でも規則の変更をやっておられるとされます。

横山委員 これはあくまでも県全体で何か、ひな型というか、金額とか全県的な動きではなくて、市町村がそれを受けて、就業規則という形で、作っていくというのが前から行われているやり方ですかね。

教育総務室長 そうです。完全に JET のひな型と全く同じではないのですが、例えば村上市の場合ですと、夏季休暇の日数は、JET で定める日数よりも多い日数を付与しておりますので、その辺は、条件が良い方ということで、こちらの村上市の規定の方を使っておりますが、育児休業に関する箇所や大切なところは、JET の準則にならっておりまして漏れ落ちないようにしました。

横山委員 はい、分かりました。

遠藤教育長 それでは、議第 42 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

 ありがとうございました。議第 42 号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

 (意見無し)

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 4 月の定例会ですが、4 月 22 日火曜日午前 9 時 30 分から、村上市

朝日支所 2階第1会議室にて開催したいと思います。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和7年村上市教育委員会3月定例会を終了します。

午後3時6分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____